

米国関税措置・物価高緊急対策事業 のご案内

米国関税措置に加えて物価高による影響を受けている県内中小企業者等に対し、経営課題の解決に向けた専門家派遣を実施いたします。また、専門家の助言による経営強化につながる取組に対し、要する経費を幅広く支援します。

①経営課題の解決に向けた専門家の派遣

○福島県産業振興センターから専門家を派遣し、経営課題の解決に必要な助言を実施

派遣回数: 2回程度(相談内容による)

派遣費用: 無料

受付期間: 令和7年10月30日(木)～令和8年8月31日(月)

相談方法: 相談票を提出 ※予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

派遣された専門家のアドバイスに基づく投資や活動を実施する場合

②経営強化に要する経費を幅広く補助

○専門家からの助言による新たな商品開発や販路拡大、生産効率の向上など、経営強化につながる取組に要する経費の一部を幅広く補助

※①の専門家派遣が必須です

補助金額: 上限1,000千円(税抜・補助率2/3以内) ※消費税は補助対象外

補助対象事業: ・新たな商品開発に必要な資機材、設備の導入

・販路拡大のための展示会等出展

・受注減少に対応した柔軟な生産体制への移行や生産設備の効率化

・その他、省エネ設備の更新等経営強化に資する直接経費

補助対象経費: 機械装置購入費、展示会出展費、新商品開発費、パンフレット作成費他

事業実施期間: 交付決定後、令和8年12月31日(木)までに完了するもの

申請方法: 交付申請書他必要書類を福島県産業振興センターへ提出

※予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

事業対象者
右記条件を
全て満たす者

(1) 米国関税措置又は物価高に起因して、令和7年4月以降、任意の1ヶ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが前年同期比で5%以上減少した者

(2) 福島県内に本社及び事業所を共に有する中小企業者

※「実施要領」の第3条第2項のいずれかに該当する場合は、申請資格がありません。

・予算枠に限りがありますので、お申し込み前にご相談ください。

・相談票及び交付申請書等各様式、専門家活用経営支援事業実施要領、補助金実施要領等は、(公財)福島県産業振興センターホームページ(支援メニュー/資金がほしい/補助金・助成金がほしい)からダウンロードしてください。

お問い合わせ
お申し込み先

(公財)福島県産業振興センター 経営支援課

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階

TEL:024-525-4034 E-mail:senmonka@f-open.or.jp

URL:<https://www.f-open.or.jp/support/fund/us-tariff-high-prices.html>

